

ひとり親世帯に関する申立書

年 月 日

那須塩原市長 様

那須塩原市福祉事務所長 様

保育園等の入園・在園に関し、配偶者と別居・別生計（ひとり親世帯）であることを、次のとおり申し立てます。

なお、以下の内容について、調査を実施することに同意します。

保護者氏名

児童名	生年月日	希望又は在園している施設
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

該当するところにチェックのうえ、記載してください。

1 世帯状況について

☐ ひとり親 ⇒ 裏面の2についてもお答えください。

理由	☐ 離婚	離婚届出日	年 月 日
	☐ 死別	亡くなられた日	年 月 日
	☐ 未婚	該当児童が生まれた日	年 月 日
	☐ 離別	事実婚等を解消した日	年 月 日
	☐ 行方不明・生死不明	行方・生死不明日	年 月 日

☐ 離婚を前提とした別居の場合 ⇒ 裏面の2については記入不要です。

別居開始日	年 月 日から	離婚予定日	年 月 日頃
配偶者	住所		
	氏名	生年月日	年 月 日
提出書類	☐ 離婚調停中の資料 ☐ その他（ ） ※離婚調停等の書類がない場合は、ひとり親家庭の加点はできません。 ※離婚が成立するまでは配偶者の保育の必要性を確認する書類（就労証明書等）が必要です。 ※保育料については、離婚・別居の両方が成立するまで配偶者の市民税額を含めて算定します。 離婚成立後、本申立書を再度提出してください。		

～1でひとり親にチェックした方のみ記入してください。～

2 児童扶養手当について

☐ 申請中	申請日	年	月	日
☐ 受給している	受給開始月	年	月から	☐ パートナーあり
☐ 受給していない				
受給していない理由	☐ 遺族年金を受給しているため ☐ 本人の所得による支給制限のため ☐ ご家族の所得による支給制限のため ⇒ 該当者（ ） 児童との関係（ ）			
	☐ パートナーがいるため（※１）			
パートナーについて	パートナーと同居していますか？			
	☐ 同居（※２）			
	☐ 別居 { ☐ パートナーと生計同一である（※２） ☐ パートナーと生計は別である			
	☐ その他（ ）			

※1 パートナーがいる場合、ひとり親世帯の認定はできません。

※2 パートナーと同居している場合や、別居でも生計同一と判断できる場合には、パートナーの保育の必要性を確認する書類（就労証明書等）の提出が必要です。また、パートナーの税額を保育料の算定に含めます。

.....
 ~注意事項~

- ◆記入いただいた内容は、入園選考及び保育料の算定のみに使用いたします。
- ◆保育所等の入所利用調整は、入園選考基準に基づき行います。
- ◆申し立て内容によっては、ひとり親世帯の加点及び保育料の減免ができない場合があります。
- ◆ひとり親家庭には、事実婚状態（生計同一のパートナーがいる）の場合は含まれません。
- ◆書類の提出がない場合は、ひとり親世帯として認められませんのでご注意ください。
- ◆状況によっては、追加書類をお願いする場合があります。
- ◆家庭状況に変更がある場合は、変更届を提出する必要があります。那須塩原市保育課又は
在園施設にご連絡ください。

記入例

ひとり親世帯に関する申立書

令和7年 10月 3日

那須塩原市長 様
那須塩原市福祉事務所長 様

保育園等の入園・在園に関し、配偶者と別居・別生計（ひとり親世帯）であることを、
次のとおり申し立てます。
なお、以下の内容について、調査を実施することに同意します。

保護者氏名 那須塩原 花子

児童名	生年月日	希望又は在園している施設
那須塩原 太郎	令和7年 4月 2日	さくら保育園
	年 月 日	
	年 月 日	

該当するところにチェックのうえ、記載してください。

1 世帯状況について

☒ ひとり親 ⇒ 裏面の2についてもお答えください。

理由	☐ 離婚	離婚届出日	年 月 日
	☐ 死別	亡くなられた日	年 月 日
	☒ 未婚	該当児童が生まれた日	令和7年 4月 2日
	☐ 離別	事実婚等を解消した日	年 月 日
	☐ 行方不明・生死不明	行方・生死不明日	年 月 日

☐ 離婚を前提とした別居の場合 ⇒ 裏面の2については記入不要です。

別居開始日	年 月 日から	離婚予定日	年 月 日頃					
配偶者	住所	入園申込書の世帯員の欄にも配偶者の氏名等を記入する必要があります。マイナンバーを使用して税額を照会するためです（離婚成立までは保育料算定対象となります。）。						
	氏名							
提出書類	☐ 離婚調停中の資料							
	☐ その他（ ）							
	※離婚調停等の書類がない場合は、ひとり親家庭の加点はできません。							
	※離婚が成立するまでは配偶者の保育の必要性を確認する書類（就労証明書等）が必要です。							
※保育料については、離婚・別居の両方が成立するまで配偶者の市民税額を含めて算定します。								
離婚成立後、本申立書を再度提出してください。								

～1でひとり親にチェックした方のみ記入してください。～

2 児童扶養手当について

申請予定日でもOKです

☐ 申請中	申請日	年	月	日
☐ 受給している	受給開始月	年	月から	
☐ 受給していない				
受給していない理由	☐ 遺族年金を受給しているため ☐ 本人の所得による支給制限のため ☐ ご家族の所得による支給制限のため ⇒ 該当者（ 児童との関係（ ） ☐ パートナーがいるため（※１）			
	パートナーと同居していますか？ ☐ 同居（※２） ☐ 別居 { ☐ パートナーと生計同一である（※２） ☐ パートナーと生計は別である ☐ その他（ ）			

受給開始月は、わからなければだいたいの年月を記入してください。
 現時点で受給していることが確認できればOKです。

※1 パートナーがいる場合、ひとり親世帯の認定はできません。

※2 パートナーと同居している場合や、別居でも生計同一と判断できる場合には、パートナーの保育の必要性を確認する書類（就労証明書等）の提出が必要です。
また、パートナーの税額を保育料の算定に含めます。

～注意事項～

- ◆記入いただいた内容は、入園選考及び保育料の算定のみに使用いたします。
- ◆保育所等の入所利用調整は、入園選考基準に基づき行います。
- ◆申し立て内容によっては、ひとり親世帯の加点及び保育料の減免ができない場合があります。
- ◆ひとり親家庭には、事実婚状態（生計同一のパートナーがいる）の場合は含まれません。
- ◆書類の提出がない場合は、ひとり親世帯として認められませんのでご注意ください。
- ◆状況によっては、追加書類をお願いする場合があります。
- ◆家庭状況に変更がある場合は、変更届を提出する必要があります。那須塩原市保育課又は
在園施設にご連絡ください。